

平成28年度第1回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成28年5月13日（金）

場 所 都庁第二本庁舎 31階南側特別会議室21

平成28年度第1回東京都税制調査会

平成28年5月13日（金）10:00～12:00

都庁第二本庁舎

31階南側特別会議室21

【税制調査課長】 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

左側は上から順に、本日の次第、座席表、委員名簿となっております。

右側は上から順に、諮問、平成28年度検討事項等について（案）、プレゼンタープロフィール、プレゼンテーション資料となっております。お手元にそろっておりますでしょうか。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行は〇〇会長にお願いいたします。

【会長】 皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、「平成28年度第1回東京都税制調査会」を開催いたします。

まず、私から一言御挨拶を申し上げます。

東京都税制調査会は、昨年度、3年任期の1年目を終えました。国における税制改正も踏まえながら、あるいはこの地方税体系について審議してきたわけでございます。

東京都をめぐる情勢、あるいは日本をめぐる情勢を考えてみたとき、人口減少社会ということを経験しつつ、かつ地方分権を進めるという方針を持って、東京の活力を向上させる、あるいは例えばオリンピックをはじめとするイベントに対応する、いろいろなことを考えながら都政が運営されていると思います。税制においてもそういう課題を受けながら、その財源を調達しつつ、都政の運営、都民の皆様の生活を支えていくという大きな役割を持っているわけでございます。

昨年度は、特に地方法人課税について大きな動きがございましたので、その点に重点を置きながら審議を進め、その結果として、昨年の11月に答申をまとめることができました。

今期は、3年任期ですけれども、毎年答申をまとめるという形をとることにいたしましたので、今年につきましても秋に向けて答申をまとめたいと考えております。その点、皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

特に、今期の諮問といたしまして、ここに資料も配付されておりますが、地方分権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めるということで、この諮問文にも書かれていますように、都民、国民が夢や希望の持てる社会を実現する、あるいは東京を含む地方もそれぞれの力を生かして、ともに栄える国づくりをするということが趣旨として述べられております。こういった趣旨を踏まえて審議をしていきたいと思っております。

委員の皆様は、各界においてそれぞれ大変御活躍されている方々ばかりですので、大変お忙しいこととは存じますが、よろしく御願い申し上げます。

これで私の挨拶とさせていただきます。

続きまして、今年度の調査会の開始に当たりまして、事務局を代表して〇〇副知事から一言御挨拶をいただきます。よろしく御願いいたします。

【副知事】 おはようございます。〇〇でございます。

平素から本調査会の運営に特別の御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、今日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

第1回の調査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

ただいま会長よりお話がございましたが、昨年度、税制改正を目前に控えました重要な時期に、都財政に大きな影響を与えておりました地方法人課税をめぐる喫緊の課題に焦点を当てて御議論いただきまして、私どもが不合理な偏在是正措置の撤廃等を国に訴えていく際に、都の主張を理論面から支える貴重な、有意義な御提言をいただいたと思っております。

28年の税制改正では、長年の懸案でございました法人事業税の暫定措置の廃止が決定されましたが、他方で区市町村にも影響を及ぼす法人住民税の地方交付税原資化が拡大されることになりまして、これは地方分権の理念に反するものと私どもは考えております。

首都機能を担います東京には、人口・企業が集中し、さらに治安やテロ対策、直下地震への備えなど、さまざまな課題がございますし、少子・高齢化への対応や、老朽化した社会資本ストックの維持・更新、そして渋滞解消のためのインフラ整備、都市型災害の対応など、非常に多くの財政需要を抱えているところでございます。

こうした大都市特有の財政需要を考慮いたしますれば、地域間の財政力格差のみを捉えて不合理な偏在是正措置を続けることは到底容認できるものではございません。地方法人課税につきましては引き続き御議論をお願いするとともに、今年度は幅広かつ中長期的な視点から、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系など、地方税制のあるべき姿について御議論をいただければと思っております。

加えまして、都の重要施策を支える税制のあり方、都民の皆様に税の理解を深めていただくための取り組みなどについても御検討をいただければと存じております。

今後の税制改正に向けました国の動きといたしまして、政府のほうの税制調査会では、個人所得課税における各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しが検討されているところでございます。また、車体課税につきましては、自動車の保有にかかる税負担の軽減に関する総合的な検討が行われまして、29年度税制改正で必要な措置が講じられることとなっております。

都といたしましても、今後とも引き続き国の議論の動向を注視しながら、的確かつ機動的に対応していきたいと考えてございます。

特別委員及び委員の皆様には、お忙しいとは存じますが、何とぞ引き続きお力添えを賜りますように心からお願い申し上げます。

以上をもちまして御挨拶とさせていただきます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

今、〇〇副知事も話されましたように、国においても今年度、税制改革について、例えば租税体系について、あるいはそれぞれの税目について、いろいろな動きが出てくると思いますので、そういう点も見ながら議論をする必要もあるかと思っております。その点もよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、この調査会の副会長で、今期は本年度から御出席いただく〇〇委員を御紹介申し上げます。

京都大学大学院教授の〇〇委員でございます。

【副会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 〇〇委員には、小委員会の小委員長もあわせてお願いすることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入りたいと存じます。初めに、今年度の検討事項等について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 恐れ入りますが、お手元の資料2、「平成28年度検討事項等について(案)」をご覧くださいと存じます。

初めに、「I 検討事項」でございます。当調査会は、平成27年5月に知事から、「地方分権の時代にふさわ

しい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める」との諮問を受け、第1年度の答申を27年11月に取りまとめたところでございます。

平成28年度は、1及び2に掲げてある事項について御検討をお願いしたいと考えております。

1つ目は、「直面する税制上の諸課題に関すること」でございます。国の税制改革の動向等を見据えつつ、車体課税を含む環境税制や地方法人課税、都の重要施策を支える税制のあり方、適正な納税のための環境整備など、直面する税制上の諸課題について御検討をお願いできればと存じます。

2つ目は、「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」でございます。真の地方自治の確立を目指し、地方自治体の自主・自立的な行財政運営のために必要な、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系のあり方、その他これらに関連する諸制度について御検討いただきたいと考えております。

次に、「II 検討スケジュール」でございます。これまで、当調査会の答申は11月中旬に取りまとめをいただいております。しかし、国における税制改正の検討の中で毎年のように地方税制をめぐる大きな動きがあることから、これらに機動的に対応することができるよう、平成28年10月を目途に答申の取りまとめをお願いしたいと考えております。

したがって、今年度は6月から10月にかけて小委員会を5回程度開催し、検討事項について集中的に御検討いただきたいと思いますと考えております。その上で、10月後半には審議のため、総会を2回程度開催させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

【会長】 ただいま御説明いただきました検討事項と検討スケジュールについて、御質問はございませんでしょうか。また、御意見がございましたらお願いいたします。

〇〇特別委員。

【〇〇特別委員】 検討事項、検討スケジュールは、私はこれで結構だと思うのですが、一つお願いというか、小委員会の先生方の範疇に入るのだと思いますが、ぜひ検討していただきたいことがあるのです。

それは、ここに書かれている車体課税の話の中で、私たちは今、2020年のオリンピック・パラリンピックを目指している中で、特に障害者の方々の活躍というものを積極的に後押しをしていこう、これを都政の2020年のレガシーにしていこうという気持ちを持って今政策を進めています。

そうした中で、障害者の方々にかかわる自動車税の減免という措置があるのですが、この自動車税の減免に対してもう少し新たな考え方というか、1億総活躍と言われているこの社会の中でもっともっと活躍していただくためのあるべき税制というのをぜひ検討していただけないかなと思っています。

例えば、私が何を言っているかというと、今、自動車税は、上肢、下肢の障害に対して、下肢の6級以上というのが対象になるのですが、等級から言うと7級までであるわけですね。それで、上肢については2級以上が対象になっている。この上肢、下肢の例えば7級、7級という複合障害の方は、障害者福祉法では6級という形に格上げをされるのですが、このことに対して実は自動車税は減免をされないということになっている。

こういうことを、やはり私は税制調査会の小委員会の中でぜひ議論していただきたい。そして、障害者の活躍をもっと促進する、この車体課税という問題が今回入っておりますから、ぜひ検討していただけないかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきましては、この検討事項のところに入っておりますので、小委員長とも相談してどう取り扱うかを検討させていただきたいと思っております。

ほかに御質問、御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料2については、私は基本的にこれでいいと思います。ただ、ちょっと離れるかもしれませんが、別途、主税局のほうで固定資産税の評価の見直しに関して有識者検討会を開いておられると思います。東京都からいろいろ政策提言を、特に税制に関してしていくことは非常に大事なことだと思うのですが、もう少し会議体を体系立てて開いて、そして、しっかりと訴えていくときには、一応私は委員を仰せつかっている立場で言うのも何ですが、東京都税制調査会というのは格式ある調査会だと思っておりますので、税制の話は東京都から有識者が打ち出すということであれば、それは東京都税制調査会から打ち出されるものだというふうにならざるを得ないというふうな浸透させていく必要があって、アドホックにやらなければいけないものの中にはあるかもしれませんが、できるだけ税制調査会に関連づけるような形で会議体を設けて、そこで議論をし、そして東京都から対外的に打ち出していくというような打ち出し方というのはあるのではないかと。五月雨式に単発でぱっぱと打ち出しているけれども、何が重要な会議体なのか、何が重要性がそこまで高くない会議体なのかというのが対外的に分かったような、分からないようなところがあると、せっかく重要なことで一番強く打ち出したいのだと思っても、重みのない会議体で取りまとめましたという話だと、なかなか世の中にも浸透しないということもあろうかと思っておりますので、今ある検討会がだめだと言うつもりは全くありませんけれども、今後、いろいろな会議体をおつくりになられる際には、そういった打ち出し方も考慮していただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの御意見は、税制を議論する場のそれぞれの位置づけといたしますか、関連付けについてもっと明確にすべきではないかという意見かと思っております。これも相談させていただきたいと思っております。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の〇〇委員の御意見は全くそのとおりで思っているのですが、以前から事務局の方にも申し上げたと思いますが、地方自治法では附属機関設置条例主義というのがあって、会議体は条例で設置しなければならないという原則があるわけですが、たしかこの東京都税制調査会は条例設置ではないということがもう何年も続いている。臨時的な会議だったら仕様がなくてもいいかもしれませんが、なぜ条例設置にしていないのか。むしろ、都議会議員である特別委員の方にお伺いしたほうがいいのかも思いますが、本来ならば条例設置にした上でやるのが附属機関ならば必要だと。

それから、附属機関ないし諮問機関の定義というのは、国のほうではもちろんありますが、会議体として意見を出す場合には、私的諮問機関でないという形で、正確な形で位置づけるわけです。組織の体系化という意味で言えば、そもそも格式は所詮要綱設置であると言われてしまえば、最初から格式はないと言われるのかもしれませんが、そこは本来のあり方は考えたほうがいいのかも思っています。

【会長】 ありがとうございます。

これは小委員会というよりは、総会もしくは設置している側のことなので、従来の経緯はいろいろあると思いますが、これについて今何かありますか。

【税制部長】 設置の件につきましては、今、〇〇委員が御指摘のとおりでございます。かねてから条例設置にすべきかどうかということを検討したこともありますが、改めてなぜ条例を出すかという理由を説明するのもつらいということで今に至っているというのが正直なところでございます。この件につきましては、議会とも相談させていただきまして、事務局で判断をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【会長】 〇〇副会長。

【副会長】 先生方にも聞いていただきたいのですが、国のほうでは政府税調と党税調というのがあって、政権のとり方とか、規模とか実力、そういうものを含めて、そこで党税調が優位になったり、政府税調が主導したり、こういう形になっているのですかね。

私たちが47都道府県の中で最初に税制問題を議会で議論していく中で、税財政のことをずっと議論したのですが、そこで東京都はこれだけの規模でやっている以上、きちっとした声を出していこうではないか。究極、私たち議会はどう思っているのだといったら、やはり地方自治体にそれだけの権限を任せろということで、今、国にある地方の法律の権限を地方も持ちたい、それに類するものを持ちたいというのが我々の一つの声だったわけです。

初めて、当時の知事と話しながら、執行機関、そういう意味での政府税調みたいなものですね、それに議会が加わって、初めてそういう意味での党税調が加わって、ダブルになって新しいシステムをつくらうではないかと、こういうことで始めたのがこの税調なのです。

我々はやはり全国の自治体で初めて東京都税調というのを持っているのだという誇りの中で、こういう中で答申をつくって、先生方に協力していただきながらつくっていきこうと努力してきたわけです。当然、条例化という問題もありましたけれども、それよりかはとにかくつくろうと。そこで出発したのです。だから、そこいらの手続が齟齬があった点はあるかもしれませんが、それは皆さんで相談をして、そうしようということで決めたら、やっていったらいいのではないかと、全体会議の中でやっていただいたらいいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

【会長】 この点は、今すぐどうこうということはもちろんできませんので、また御相談させていただくことはあるかと思いますが、一応記録にとどめさせていただきます。

主税局長。

【主税局長】 ○○委員のほうから固定資産評価の話が出されましたが、もっともな御発言だと思います。私も、地方税をやっていると、御承知のとおり、制度設計は総務省という国がするのですが、現場実務は全て地方自治体が担っている。この辺が国税との違いだと思っていまして、特に評価とか、徴収というのは現場実務そのものでありまして、そこから次に向けてどうしたらいいかということは、東京都はこれだけの現場を持っておりますし、道府県税とともに市町村税もやっているということで、特に評価の中では大規模な建築物については、そういう実務をやっているからこそ、東京特有の課題であるからこそその問題意識を持っております。したがって、こちらから提言していき、国に言うということは非常に重要だと思ひからスタートさせたものでございます。この大規模建築物の固定資産評価、今の再建築価格方式をどうしていけばいいかということについては、これからの議論、それから問題意識についてはこの都税調にもしっかり説明させていただき御議論いただきたいと思っています。

ただ、都税調はそのことだけではなくて、例えば3年ごとの評価替えのときの負担水準の問題とか、まだまだ固定資産に関する広範な議論というの、こちらの方はこちらの方であろうかと思っていますので、そういう御議論をいただく中で評価の話も適切に、情報提供や問題意識をしっかり伝えさせていただいて御議論していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにございましたら。

それでは、検討事項とスケジュールにつきましては、この案のとおりということにさせていただきます。

この検討事項につきましては、昨年と同様に小委員会において集中的に御検討いただきたいと考えております。それでは、次第を確認いたしますと、ここからプレゼンテーションということになります。

今回は、先ほど御紹介しました東京都税制調査会副会長であり、昨年度はミシガン大学グロティウス客員研究員を務められた京都大学大学院の○○教授にお願いしております。

○○副会長には、「法人税改革の日米比較～国境を超える法人所得にいかにか課税するか～」というテーマでお話をいただきまして、今年度の議論に御示唆をいただきたいと考えております。

○○副会長のプロフィールについては、お手元の資料をご覧ください。

準備が整いましたので、〇〇副会長にお願いいたします。

それから、〇〇副知事は所用により、ここで退席させていただきます。

(〇〇副知事退室)

【会長】 それでは、よろしくお願ひいたします。

【副会長】 おはようございます。改めまして、京都大学の〇〇と申します。

税調の委員には昨年度からなっているのですが、今御紹介がありましたように、在外研究という制度がありまして、1年間アメリカのミシガン大学に行っておりましたので、その間ずっと欠席をしておりました失礼いたしました。3月末に戻ってまいりまして、第1回目にアメリカで研究してきた内容を報告せよということですので、きょうその機会をいただいております。今から1時間以内という感じでしょうか。

(P P)

きょうのテーマは「法人税改革の日米比較」ということで、問題意識としましては法人税の議論を紹介したいということと、それから、やはり現在非常に報道でもたくさん出ていますように、まさにパナマ文書が明らかにしたように、国境を超えることによって課税がちゃんとできなくなっている。その問題をどういうふうにかかるといえるのかというのは、国際的に各国とも重要な問題になっております。特に日本とアメリカは法人税に対する税収の依存度が非常に高いために、両方とも法人税の問題をどうするかというのはすごく大きな問題になっていると、いうことがあります。

主としてきょうお話しするのは国税レベルでの法人課税の問題ですので、ダイレクトに地方課税の問題については触れないわけですが、当然東京都も法人二税を持っているわけですので、法人所得にも課税をしているわけですね。そういう意味では、そのバックグラウンドとして法人課税で一体今どういう問題が起きているのか、今後法人課税はどうなり得るのかという話をさせていただくことによって、今後の都税調における議論に何らかの形でお役に立てればと考えております。ここからは座ってお話をさせていただきます。

(P P)

1枚目に「問題の所在」ということで細かく書いておりますけれども、経済のグローバル化が進行していくことによって、多国籍企業課税が大きな課題になりつつあります。多国籍企業課税というのは、あらゆる国境を超えて、一国を超えて拠点を持つ企業を全て多国籍企業とここでは考えますが、これは非常に大きなテーマになりつつあります。

日米で比較する場合に、参考といたしまして、両方とも法人税率が高い、あるいは高かったという問題があります。2000年代は日本がOECD諸国で第1位だったのですが、日本も徐々に御案内のように法人税率を下げたので、現在ではアメリカがOECD諸国で第1位になっておまして、これはもうアメリカで法人税の議論が行われるときに、常に枕言葉として、我が国はもはや世界で最も高い法人税率に直面しているのだ、これをどうするのかと、アメリカでは常に議論になっています。

なお、現在の時点では、これからまた日本の場合は安倍政権のもとで下げていくという方針を決めていますので、さらに下がっていきますけれども、2015年時点で第3位だということです。両方とも高いということでございます。

それから、両国とも、では法人税率を下げるだけでは法人の税収が減ってしまいます。ネットで法人税負担は下げるべきだという議論も一方ではありながら、しかし両国とも財政赤字を抱えているので、基本的には税収中立的な改革をベースにすべきだという点である程度の合意があると考えています。そういう意味では、両方とも税収中立的な法人税改革をどうやって組んでいくか、税率を下げたときにどこから代替財源を持ってくるのかと常に議論になってまいります。

それから、多国籍企業課税ルールのある方というのはいろいろとありまして、大きく分けまして、ここにあります全世界所得課税というのと領土内所得課税、1つ、2つ大きな考え方の相違があります。このworldwide taxationというのは、アメリカが今まさに採用しているものでして、アメリカに本社を置いていけば、そのアメリカ企業が世界のどこの拠点で稼いでいようが、全世界、ファイザーならファイザー、ファイザーは後でまた議論が出てきますけれども、ファイザーが全世界で稼ぐ所得を合算して、それを課税所得とするという考え方ですね。ところが、領土内所得課税というのはterritorial taxationというのですけれども、これは読んで字のごとくで、国境の枠内で稼いだものだけを対象にすることです。例えばファイザーがイギリスで稼ごうが、日本で稼ごうが、もうそれは課税しないという考え方です。これはこれで一つの考え方でありまして、どちらがいいのかということですね。依然としてアメリカは全世界所得課税ということですね。

ただ、議論の推移を見ていますと、非常に大きなトレンドとして、アメリカでも全世界所得課税を維持するのは難しいのではないかと。徐々に、海外まで出かけていって情報を獲得して、捕捉して課税していくことの難しさというのが時とともに増大していますので、原則それはよろしくないということでありながら、現実、放棄せざるを得ないのではないかと議論も起きてきています。それから、アメリカの企業の国際競争力というのを考えると、全世界所得課税をやっていると、アメリカの企業に非常に重い負担をかけてしまうので、海外所得への課税はもう放棄すべきではないかと。と言いますのは、全世界的な傾向として、徐々に全世界所得課税から領土内所得課税に移行する傾向が出てきています。

実は、委員の皆様方の中でも御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、かくいう日本も全世界所得課税を採用していたのですけれども、これからちょっとお話しますが、2009年に法制改正が実は行われておりまして、全世界所得課税をいち早くというのは変ですが、イギリスと同時ですけれども、放棄を実はしております。ここで言う領土内所得課税に移行したということがあります。

ですので、アメリカでの法人課税の議論を見たり聞いたりしておりますと、頻りに日本とイギリスはもう既に2009年に全世界所得課税をもうやめているじゃないか、アメリカだけが、唯一ではないですけれども、今OECD諸国の中で5カ国だけがなお全世界所得課税を維持しています。ですので、アメリカがもはやこれにこだわる必要はないという考え方は非常に強く出ています。党派的に言いますと、もちろん考え方の相違はあるのですが、民主党はなお全世界所得課税でいくべきだと。オバマ大統領もそのラインであります。しかし、共和党を中心に、アメリカ企業の国際競争力の問題を考えると、全世界所得課税を放棄して、日本やイギリスが2009年にやったように移行すべきだという考え方が共和党を中心に強かったのですが、全般的な論争のトレンドを見ましてもそちらのほうが強くなってきていると思います。

(PP)

きょうお話する内容としては、そういう意味でアメリカと日本の法人税制の共通性と違いはどこにあるかということ踏まえた上で、とはいえ、日本は安倍政権のもとで法人税率を段階的に下げている最中であるのに対して、アメリカは同じような問題と同じような議論をしながら、アメリカでは今のところは改革は行われず、なぜなのかということでもあります。改革の論議は非常に熱心に行われているのですけれども、議会に出て、それで合意をとるとするのは非常に難しい状況にアメリカではあります。そういった背景のお話です。

それから、グローバル経済下における法人税改革をどうしていったらいいのか。アメリカと日本がこういう形でグローバル経済化が進行する中で、どうやっていったらいいのかという話を結論とさせていただきたいと思えます。

(PP)

それで、実際にどういう問題が今起きているのかということです。

1つは、グローバルな租税競争ということで、こちらを見ていただくほうが早いのですが、左のほうが1981年で右が15年なのですけれども、OECD諸国を全部出しますと混乱しますので、主要国だけを抜き出していますが、トレンドとしてこんな感じです。着実に右下がりになっています。ですから、日本もまさに租税競争というふうに言います。ないしは税率の引き下げ競争。

かつては、高い場合ですと、例えばドイツは80年代は法人税率60%だったということです。大体50から60あたりに集中していたわけです。それが今や25から35、あるいは高くても40ぐらいのところへ下がってきています。ですから、20ポイントぐらい過去30年間ぐらいでどんと落ちたということでもあります。

これは、経済がグローバル化する中で、他の国が下げると、我が国だけなぜ高いのかと。日本でまさにそういう議論をしてきたわけです。なので、下げる。そうすると、それを見たほかの国がさらに、では我が国も下げなければいけないということで下げるという形で連鎖をしてきているわけです。

もう一つは、今まさに話題になっています租税回避問題です。国家主権は国境を超えられないのですが、企業の活動は国境を超えているわけですから、課税するという課税権力は国境を超えられないのに、企業は国境を超えますので、タックスヘイブン、いわゆる低税率国を利用しながら、グローバルな規模でどうやって自分たちの納税額を最小化するかということです。彼らはそれに物すごくたくさんの人的資源、金銭的資源を投入しております。

非常に優秀な公認会計士、税理士、それから税法を熟知した優秀な人を採用して、彼らをタックスプランニングに割り当てています。英語でアグレッシブ・タックス・プランニングという言葉がしょっちゅう出てくるのですが、攻撃的タックスプランニングと言うとちょっとあれですが、要は合法的な範囲でどうやって税金をグローバルレベルで最小化できるか。そのために、所得をアメリカから低税率国やタックスヘイブンに移すわけです。移すことによって、そこは低税率か無税ですので、そうすることによってアメリカの課税を逃れるということなんです。

その最たるものがここで言うインバージョンということでして、これは日本語には訳されていないので、インバージョンと言うしかないのですが、それがファイザーです。直近のファイザーが日本でもニュースになりましたけれども、アイルランドの同業であるアラガンという会社にファイザーが何と買収されるわけです。普通に考えたら、ファイザーが小さいのを飲み込むはずが、ファイザーがアラガンに飲み込まれるわけです。飲み込まれることによって、本社をアイルランドに移して、アイルランドはたしか外資に対しては法人税率10%とかそういうことになっていますので、アメリカの35%を免れることができる。これが第1点です。

それから、さらにファイザーが海外拠点にため込んでいる所得があります。これはアメリカから見ると、アメリカのIRS、国税庁から見ると、本国に戻すまでは課税延期しているのです。課税していないのです。しかし、所得に対して、本国に戻したり、あるいは税金を逃れるために支社同士、海外拠点同士で所得を移したりしてきますと、IRSはちゃんと見ていまして、さまざまな法的な規制をかけています。場合によっては課税ということになるのですが、ファイザーがアメリカ本社を持っている限りアメリカ企業ですので、IRSの監視下にあるのです。ところが、アラガンに買収されてしまってアイルランド企業ということになってしまいますと、もはやIRSのチェック対象から当然外れていくわけですし、自由にファイザーが海外拠点にため込んだお金にアクセスできるようになります。自由に操作をして課税を免れることができる。この海外拠点にため込んだ資金にどうアクセスするか、IRSに課税されることなくどうアクセスするかというのは、彼らにとっての一大課題でして、そういう意味ではインバージョンというのは究極の手法なのです。既にバーガーキングがカナダの企業と合併してカナダに行ってしまうとか、そういうことは既に起きていまして、ファイザーは余りにも大きい企業なので有名になり過ぎてニュースになった。

それで、アメリカの財務省が、こういったトレンドがまた激しくなってきたので、先日ニュースでもありまし

たように、あれは法改正ではなくて多分財務省令か何かの改正でやったと思うのですが、法改正までに至らない、ルール改正によって、恐らくインバージョンをやっても、それにかかるコストに比べて節税できる金額が余り大したものにならないことになってしまったのだと思います。私も細かいところは精査していませんけれども、ついに合併を諦めたという声明を出していましたが、結果的にそれはやはり節税目的だったのかと。彼らは、2つの企業を合併することによって製薬業として圧倒的な競争力を築くのだというふうに発表していたのですが、やはり節税目的だったのかということが結果として明らかになったということですが、こういった問題が背景にはある。

日本企業も、もちろんいろいろ意味で合法的な節税は当然されていると思いますが、アメリカの議論を見ても、日本企業は余り激しくやっていないのではないかと。わからないですよ。パナマ文書に日本企業の名前はたくさん載っているという話ですので、やっているのだと思いますが、アメリカほどアグレッシブにやっていないのではないかと評価になっています。日本企業はこれまでのところ、そういう意味での法令遵守といえますか、バーガーキングは別に違法行為をしているわけではないのですけれども、程度においてアメリカ企業ほどではないのではないかとされており。

(P P)

さて、日本でどういうアプローチをとっているかということについては、委員の皆様方は既に御存じだと思うのですが、日本の場合、法人税の実態はどうなっていたか。過去形ですけれども、これは既に改革が始まっていますので、このままではないのですが、現在の安倍政権のもとでの改革が始まる直前はどうだったかということ。

法人税というのは法人所得に課税しますが、実際にはいろいろな理由でその課税ベースは縮小していますよというのがこの絵です。それが有名になっていますいわゆる租特で減っている分が1兆円、黄色です。それから、受取配当金の益金不算入。配当企業で株式を持ち合っている場合に、配当所得に対して課税をしない、益金に入れないという規定があったり、それからこれがきょうの話で問題になります海外子会社配当の益金不算入、これが日本がいち早く、先ほど言いましたように領土内所得課税に移行することによって、海外子会社にため込んだ利益を戻してくるものに対して、もはや日本は課税しないというふうに決めたのです。それがこの紫の部分になります。全世界所得課税だったらここは課税ということになっていたはずですが。それから、欠損金の繰越控除。これも変えることになりましたので、いずれにしても、こういうことによって、実際には課税できる法人所得というのはこの10兆円余りのこの部分に縮小していますよというのがこの絵になります。

(P P)

日本の法人税率の改革の動向というのはこのような傾向でありまして、現在のところまでの改正では29.97%に28年度はいくということ。

(P P)

次の絵を見ていただければわかりますように、急速に下げてきましたね。こういう形です。ですので、比較いたしますと、これは国・地方を合わせた税率ですが、ドイツの29.72というのとほぼ比較可能なレベルまで来たということ。30%下回るレベルです。

とはいえ、なお、中国、韓国、あるいはイギリス、さらにはシンガポールというところまで見ますと、かなり低い国もあるということでございます。

(P P)

課税ベースの拡大、税率を引き下げるか、日本の場合は課税ベースを拡大する措置をとっております。どういうスケジュールで何をやっていくかということがスケジュールとして書かれているものであります。

その中で、いわゆる租特の廃止というのはわかりやすく、報道もあるのですが、実際には租特の廃止・縮小

から得られる税収というのはそれほど大きなものではありません。むしろ非常に大きいのは、東京都とも関係が深いのはやはり外形標準課税の拡大ないしは強化です。これが税収中立的税制改革という場合に、実は代替財源としては非常に大きく効いてきています。ですので、きょうは余りその話は詳しくはしないのですが、それまで赤字であった企業が外形標準課税の強化・拡大によって課税されるようになってきたという点が非常に大きなポイントです。ただし、資本金1億円以上のみしか外形標準課税は適用されていませんので、いわゆる資本金の小さな中小企業は依然として所得への課税のままであります。

(P P)

日本はこういう形で矢継ぎ早にやってきたわけですが、アメリカは同じ議論をやっていたのですが、まさに2012年ごろ、日本がそういう改革の議論を始めた時点で、同じ議論、ほぼパラレルな議論をしていたのです。オバマ政権は、まさに2012年に税制改革案を出しておりまして、それが法人税を35%から28%に引き下げる。これは連邦税ですけれども、引き下げる。その代替的な財源をまさに租税支出、日本で言う租特の廃止・縮小で賄う税収中立的な改革案を出しております。今日まで一向に実現しておりません。

それはなぜかということですが、一つははっきりしてきたのは、シミュレーションをすることもなく、手計算をしてみれば簡単にわかることなのですが、租税支出の主な項目というのがございまして、これを廃止したらどれぐらいの財源が出るかというのが一応計算できるのですけれども、その計算をしてみても実現可能なレベルというのを考えていきますと、28%に引き下げることによって生じる減収分を租税支出を全廃することによってようやく賄える、そういう水準であります。

実は、アメリカはレーガン政権のときにかかなり大がかりな税制改革を既にやっておりまして、それはまさに法人税率を下げて課税ベースを拡大することを一旦やっているのです。その後もなお残った租税支出や、その後また新たに作られた租税支出等がありまして、一定程度は可能なのですけれども、そもそも相当程度整理したために、日本のように、恐らく戦後初めて本格的に法人税改革に手をつけて課税ベースを広げようとしている日本と比べると、余地がもはや余らないというのが非常に大きな一つの原因であります。

それから、2番目のパススルー事業体というのは、ちょっとアメリカは特殊ですので、飛ばします。

あと、やはり税収中立的な税制改革をやると、利害得失が産業によってすごくはっきりしてきます。税収中立ですので、法人全体としてはプラスマイナスゼロになるのですけれども、どういうタイプの課税ベース拡大をやるかによってはかなり厳しくなる場所も出てきます。

(P P)

これを見ていただいたらわかりますように、これは一定の仮定を持っている計算なのですけれども、今あるアメリカの租税支出を均等に削る。税収を35%を28%に下げる、そのための損失額をちょうど現行の租税支出を比例的にカットして賄うという、そういう単純な計算をやられたのですが、〇〇さんという、世界で幾つも論文を書いていらっしゃる方ですけれども、彼が試算したところ、こういう感じで、得をするところと逆に税収がふえてしまうところとあるのです。左側が得するところになります。右が損をする、かえって税負担がふえてしまう。

当然、右側に行くような産業は反対をします。彼らは当然ワシントンD. C. にロビイストを持っていますので、彼らはこんな税制改革はやめてくれということになりまして、そういう意味で税収中立的な改革というのは、現在のところ非常に難しいということ、暗礁に乗り上げているということが正直なところあります。

(P P)

そこで、アメリカに行きますと、そういう意味での日本的な税収中立的な改革というのが、なお議論はされていますが、難しいねということではほぼコンセンサスがとれていまして、今議論の焦点は、でも法人税を下げなければいけないというのもコンセンサスなのです。では、どこに財源を求めるかといった場合に、結局、海外に

ため込んでいる所得だけではないかということになるわけですね。これを何とかしないといけないのではないかということになります。それがパナマ文書だけではなくて、それ以外にもタックスヘイブン問題やその他の課税逃れ問題は常に報道で出てきていますので、そのたびになぜ彼らに課税できないのかという問題が繰り返してアメリカでも議論されています。そこで、既に御紹介いたしました課税原則、なぜ海外所得に課税できないのかというすごく単純な疑問が出てきますよね。

その前に、全世界所得課税とは何なのかということですが、経済学では通常居住地原則という言葉を使っていますが、これは資本輸出中立的、ファイザーが世界のどこで稼ごうが35%の法人税率を全てに適用しますよという原則になります。ところが、現実には、次に書いていますように、海外で多国籍企業が生み出した所得にすぐには課税しませんというルールになっています。

いろいろな理由があるのですが、1つは租税条約の関係で、海外拠点が稼いだ所得は優先的には現地国、源泉地国に課税の優先権があるというルールで、彼がまず源泉課税をやります。それで、もしその多国籍企業が海外拠点から所得をアメリカに戻したときに、初めてアメリカが課税する。ただし、そのときに二重課税にならないように、既に源泉地国で課税された分については差し引くわけです。トータルとして、アメリカ国内で稼いで法人税率を適用されたときと同じ税負担になるように調整をかけるということになります。そういうルールになっているので、戻さない限りは待っているということです。海外拠点にある所得はそのままにして、モニタリングはしているのです。しっかり報告は毎年させています。だから、一応所得はあるということと、どれぐらいあるかということはIRSは知っているのです。ただし、課税はしない。それまでの間は見ている。そういう対応をとっているのです。

(PP)

ただ、これがどういう問題を起こすのかという問題なのですが、いつまで見ているのかと。永遠に見ているのです。戻さない限り、ずっと置いておけばずっと見ているだけとなります。そこがやはり問題です。そうすると、多国籍企業としては、そうであるならば戻さずにそのまま置いておこうかということに当然なりますし、海外拠点で得た源泉をアメリカに戻さないでもう一回再投資すれば、それは再投資したということで、これはまた当然課税されないということになってきますので、もうアメリカに戻さずにずっと海外に所得を置いておこうかとなります。

そうすると、アメリカの株主に対してはいつになったら戻ってくるのだということになりますので、ずっとそれをしておくということは現実的にはできないのですが、インセンティブとしてはそういう傾向になってくるということです。

逆に、これにちゃんと課税しようとしても、多国籍企業の競争条件を悪化させる。なぜかと言いますと、先ほど言いましたように、国際的にはもう海外所得に課税しないという方向になってきているからです。

そこで、提案としてはここから当然2つの議論が出てきて、1としまして、とはいえ原則は全世界所得課税なので、いつまでも未来永劫見ているだけというのではまずいのではないかと、即時課税すべきだと。常にこういう議論はあります。アメリカでもリベラルな人たちはそういう主張をしますし、租税学者の世界でも依然としてそういう一貫した主張をされる研究者の方は、当然有力な研究者の方々の中にはそういう方がいます。

他方で、有力になってきているのがこちらでして、もう海外所得への課税は放棄をすることがいいのではないかということでもあります。ただ、これが難しいのは、単純に移行するだけでは減収になってしまいます。アメリカも財政赤字を毎年抱えていますので、単純にこれをやるだけでは財政はもたない。では、どうするかということが問題になっています。

(PP)

そこで、デιβ・キャンプ、今は違うのですが、下院の歳入委員長だった方が議会でしっかり議論をし

て、キャンプ氏は共和党なのですがすけれども、民主党の全部ではないのですけれども、民主党ともある程度合意できる税制改革プランとして出してきたのがこのキャンプ・プランと呼ばれているものです。

それまではアイデアとしてはもう領土内所得課税に移行というのは議論されていたのですけれども、これは初めて法案の形で書き込んだのです。すぐにはこれは議会に出て合意はとれないのですけれども、明確に法律条文になったという意味で画期的なものだったのです。そういう意味で、法人税率を25%、共和党の主張は25なのです。オバマ氏は28と言っていますけれども、25というのがよく言われる数字です。

その上で、全世界所得課税から領土内所得課税へ移行させて、海外から企業がアメリカへ所得を戻す場合には、95%を課税免除する。5%は課税するのです。実はこれは日本と同じです。日本も同じ仕組みをとっています。

ただし、海外に既に蓄積された所得、過去のもの、領土内所得課税に移行するけれども、これからのものについてはそうするけれども、過去に蓄積された利潤については3.5~8.75%で課税しますよということです。

それから、今後は海外子会社の将来収益に対しては毎年12.5~15%で課税する。だから、全く無税になるわけではないのですけれども、アメリカ本国よりはるかに低い税率で課税した上で、一旦課税されたら、戻ってきたときには、5%かけるのですけれども、基本的にはかけないということです。

こうすると、かえって戻すのではないかということがあります。つまり、今はアメリカで35かけられるのが嫌なので、ずっと海外に置いておきたい。原則論から言えば課税すべしということになるのですけれども、それをやっている、いつまでたっても多国籍企業は所得を戻さないのではないか。だから、課税を免除してあげることによって、かえって戻すのではないか。それはアメリカにとって利益ではないかという論拠です。これがこういった提案の背景にあります。

(PP)

では、オバマさんは何を考えているのかということですが、彼も議論のこのシフトを受けまして、2015年に、2016年度に向けた予算教書の中で法人税改革案を提示します。これはキャンプ・プランを極めて強く意識した、しかし、キャンプ・プランとは違う提案を出してきています。

オバマ氏個人は上院議員のときから、いわゆるタックスヘイブンの問題とか多国籍企業の課税逃れについては非常に関心をずっと持ってきておりまして、最近では彼の広島訪問というのが彼のレガシーの一つとして重視されているということで報道があったところなのですが、難しいのですけれども、彼自身も一つのレガシーとして何を残すかというとき、法人税改革というのは結構大きいのです。税率の引き下げは、このスライドにございますように、35から28に引き下げるということであります。

それから、海外の過去の蓄積された海外収益については、1回限りで14%課税するというのです。将来収益に対しては19%の最小限税率で課税してしまうということです。

(PP)

この案ですけれども、2つは微妙に違うのです。つまりオバマ氏の場合は、居住地原則を放棄するとは明確には言っていないのです。全世界所得課税を放棄するとは明確に言っていないのです。そういう意味では、ここに書いていますように、領土内所得課税への移行論とは一線を画しています。外国子会社の過去の収益には14%、今後の将来収益には19%で課税しますよと言っています。

ただ、純粋な全世界所得課税かということ、もはやそこからは乖離をしています。なぜならこの税率で一旦かけた後は、もう戻ってきても35%ではかけないと明確に言っています。ですので、現状からすれば、多国籍企業側からすれば、35%の適用を逃れるという意味では税負担が下がるというふうには言っていないことはありません。

ただ、現実、今どうなっているかと言うと、海外に継続して置いておくと、ずっと課税を免れるのが今の状態です。課税繰延ですので。ところが、オバマ氏の提案は、課税繰延はある種廃止する提案でもあります。ここが

厳しいのです。即時に実は19%で課税をするという案なのです。

これは、現実35%でかけるという案からすれば妥協なのですから、現実、全く課税延期で課税できないという状態からすると、むしろ課税強化になっていまして、そういう意味では、実は企業はこれには反発をし、共和党はここは反発をしているのです。

でも、先ほどキャンプ・プランをお見せをしましたが、キャンプ・プランでも12から15を課税することになっているのです。ですので、今出てきている改革案は、やはり何らかの形で海外収益に課税しなければいけないのではないかと。でないと、正直言いまして財源が出てこないから、法人税率を引き下げる代替財源はどこに求めるのかということ、海外収益に求めるしかないのです。国内ではもう出てこない。

しかも、アメリカの国内で主として稼いでいる企業、国内企業というのがありますので、アメリカは非常に広い国ですので、余り海外で稼がずアメリカ市場で稼いでいる企業があります。こういう企業は、何で多国籍企業は海外所得は課税延期を認められていて、総体としての税負担が実質的に低くなっているのに、我々はアメリカ国内で稼いだ所得にフルに35%で課税されるのかと。実質的に稼いだ所得に対する法人税の負担率を計算すると全然重たいということで、アメリカ国内で主として市場で稼いでいる企業の人たちは、実はこのキャンプ・プランなり、オバマの提案を賛成しているのです。そうすることで、彼らにちゃんと代替財源を求めて、法人税率を下げたなら国内企業は楽になりますね。だから、もうちょっと多国籍企業と国内専門企業との税負担の格差を是正してくれという要求も実はありまして、そう単純ではないですね。

ですから、余りにも多国籍企業の課税逃れを鷹揚に認め過ぎている、IRSがもっと多国籍企業に課税を強化しようと、こういうのが産業界の中からも実は出てきているということです。

そういう意味では、私がお世話になった〇〇先生なんかは、キャンプ・プランとオバマ提案の間の違いというのは、もうほとんど税率の違いぐらいであって、もう民主と共和の間で合意できる可能性というのは相当程度出てきていると。もちろんどっちにも原理主義者はいますし、あくまでも全世界所得課税をやれという人たちは民主党の中にもいますし、共和党の中にも完全に海外所得についてはもう放棄をして低い税率でかけるという自体もやめなければいけないと主張する原理的な人たちももちろんいますので、100%賛成ということはないですけど、ある程度共通合意になるのではないかと。

ただ、去年も私もワシントンD.C. でいろいろな方々にインタビューしてきましたが、とにかく大統領選が終わるまでは全く動かないだろうと。いろいろな案は出てきたけれども、何か動くことはもうないだろうと。したがって、動きがあるとすれば2017年、つまり大統領選挙が終わって、決まって、その後になるだろうということですね。

現在、大統領選でも相当この税金の問題、法人税の問題は各大統領候補が言及する主要問題の一つになっておりまして、パナマ文書がさらにそれに追い打ちをかけておりますので、何らかの形で議論は大統領選挙後に出てくるであろうと考えます。

(PP)

そこで、領土内所得課税というのに現実に移ったら何が起きるのかということで、本当に戻したらもう税金をかけないよというふうにしちゃったら、どどどど戻ってくるのかどうかというのが一つのポイントですね。

もう一つ言われているのは、そうやって戻ってきた所得でアメリカ経済はよくなると、結構根拠論として議論されています。戻ってきた所得を再投資、アメリカ国内における投資に充てるはずだと。当然雇用も増えるだろうということで、バラ色の議論というのはそういうシミュレーションをしたりしています。領土内課税に移行してあげれば、海外所得を多国籍企業はみんな戻ってくる。そこで投資が行われて、雇用が増えるというシミュレーションをやって、したがって移るべきだということを言っています。

実は、そういう意味ではシミュレーションをやるのはいいのですが、既にそういうことが日米両方とも行われ

ていまして、それは私から見れば、ある種の政策実験を既に現実にやっているのではないかと。1つは、イギリスもやっていますが、日本自身が2009年に移っているので、日本自身がこれに移行したことによってどうなったのかという点が一つおもしろい点であります。

もう一つは、実はアメリカも2004年にタックスホリデーというのを設けて、まさに議論していることをやったのです。ただ、2004年に一時的にやったのです。その後、時限が来て、すぐに終了させてしまったのです。

(PP)

これが一体どうなったのかというのはかなりしっかり研究がありまして、データが出てきております。これはちょっとおもしろいので紹介させていただきます。

根拠法となるのは、2004年のアメリカ雇用創出法という法律だったのです。これは、CFCと書いておりますが、要は海外子会社から配当をアメリカ国内、本国に戻せば、利益のうち85%を課税ベースから控除いたしますよと。さっき出てきた95ではなくて、これは85なのですけれども、戻しますよと。これは多国籍企業にとっては大きなチャンスだということになりました。というのは、35%の法人税率に直面している企業にとっては、これがたった15%の税率になることを意味しますので、実質5.25%の適用になる。

ただ、このタックスホリデーを実施するに当たりまして、アメリカ国内でしっかり議論が行われたのは、単に多国籍企業にあめを与えるだけのものではなくて、あくまでもアメリカ経済をよくするための法律なんだということで、還流収益に対してはしっかり国内再投資計画、つまりこれを申請する企業は戻したお金をどういうふうにするのかということについて計画を出しなさいということを義務付けました。これは非常にアメリカ的ではないというか、ある種非常に大きな介入をしているという意味では珍しいなと思います。しかも、認められる投資形態というのが決まっていました。新規雇用、従業員の教育訓練、研究開発投資、アメリカ国内におけるインフラ投資とか、要はアメリカ国内でしっかり投資をしてください、アメリカの経済を成長軌道に乗せるようなことに使ってくださいということになります。

法で認められない投資というのが明記されていて、執行役員への支払いを増額する、こういうのはだめですよ。それから、企業間取引とか、株主配当を増額しますとか、あと自社株買いをやりますとか、実物の投資ではなくて証券ポートフォリオ投資、いわゆる投機に使うのはやめてくださいと。かなりはっきりとうたっています。

ただ、問題は罰則がなかったのです。なので、実効性がないというのがこれの最大の問題です。一見非常に厳しく介入をしているようで、実はざるだったということです。

さて、Bureau of Economic Analysisというところがございます。これは税制に関する統計をきっちり整備しているところでして、ここに行きますと観察ができます。データをとることができます。それによりますと、この法律のおかげで、なんと還流された配当が一举にふえまして、3.7倍に大きく増えました。そういう意味では、多国籍企業はこれを大きなチャンスだと見たことは間違いありませんし、実際にそのように行動したということになります。

(PP)

このタックスホリデーの経済効果というのは、大量の文献、実証研究が出ています。その結論をまとめますと、こちらの「その経済効果」となっているスライドにまとまっています。結果は、実は惨憺たるものだったということです。

雇用は増加するより、むしろ減少しているのではないかと。それから、どうもこの法律によって研究開発が促進された証拠は見当たらない。それから、資金還流後、何と自社株買いが増加をしている。それから、役員報酬が増大している。多国籍企業のうち、この恩恵を受けたのは極めて限られた範囲のセクターだけだったと。還流さ

れた資金の出どころを調べるとタックスヘイブンだった。だから、タックスヘイブンで課税逃れをしていたところから、しかもアメリカで課税逃れのために戻ってきているということであった。海外にとどめ置かれる資金は、2004年の還流後、むしろ増加をしている。戻すはずだったので、確かに一旦戻ったのですけれども、むしろ増加をしているということなのです。それから、2011年段階で、これはみんな頻りに枕言葉で言っているのですが、2兆ドルの資金がなお海外にとどめ置かれているということで、これを受けまして米国の上院常設調査委員会では、過去10年間で33億ドルの非常に大きな税収ロスがこの法律はもたらしている。それにふさわしい経済効果があったのかというと、完全に失敗政策だったということで、このタックスホリデーを繰り返してはいけないということをこの結論で何と出しています。

何でタックスホリデーの後、終了後さらに海外の資金がふえているのかということ、もう一回こんなタックスホリデーがあるのではないかと。それを期待しつつ、もう一回ためているということのようなのです。

以上、アメリカの結論であります。

(P P)

次に、2009年の我が国における移行は何をもたらしたのかということです。これは、日本語では漢字が幾つも並んでいるややこしいタイトルですが、外国子会社配当益金不算入制度という名前がついています。要は、配当還流しても、わずか5%の課税をして、あとは免除ですよという法律になっています。

契機になったのは、経産省の中で国際租税小委員会というものがあまして、今も経産省のほうでは常に国際課税について議論の場を設けていて、例えばBEP Sに対しても対応を議論しているはずですが、ここが日本の企業の海外生産比率が非常に高まってきている、海外子会社の利益が増加している。その多くを日本国内に還流してきていない。とめ置いたままである。したがって、2006年度で約17兆円強もの利益が海外子会社に蓄積されている現状がある。これは日本の国益にとってよろしくないのではないかと。したがって、その配当還流の障害になっている、これは配当還流税といいますけれども、要は戻したら、アメリカで言えば35%、日本で言えば当時の法人税率をかける。これがやはり戻すことの障害になっているのではないかと。したがって、これを廃止までいかないですけれども、95%の課税免除でどうかと。それが結果、実現したのですけれども、そういうことを提案したということでもあります。

(P P)

では、これはどういう効果をもたらしたか。アメリカに比べると、実は日本の場合ははるかに実証研究は少ないです。でも、〇〇先生たちの研究、あと〇〇さん。〇〇さんは政策研究大学院の先生で、ミシガン大学にいらっしたのです。彼らがやっている研究を見ますと、残念ながらこれは実は2009年、10年、11年ぐらまでの研究でして、その後のデータがすぐわれていないのが残念なのですけれども、少なくとも初期の効果で見ますと、やはり明確に導入直後は海外からの配当還流を増やすことに成功している。それは明確にこの税制改正の結果であるということが出ています。

(P P)

ところが、もうちょっと直近まで見たいと思うと、ないので、私のほうで調べてみますと、次の図6、これは多国籍企業のアメロカ及び日本の両方の、海外で彼らが直接投資をして得られた収益の額が棒グラフのトータル額です。そのうち受取配当を濃いブルーで示しています。つまり、どれくらい戻したかということです。明確におもしろくわかるのは、2005年、つまりアメリカでタックスホリデーが2004年に導入された結果として、この濃いブルーが急増したわけです。顕著に増えています。その後、タックスホリデーが終わったら、またどんと落ちています。そういう意味では、明確にこれがインセンティブになったことはもう間違いないというのがこの結論であります。

(P P)

日本はどうかということですが、28ページの図7になりますけれども、2009年に導入されましたので、比率を見ていただきますとわかりますように、明らかに日本の場合も、金額ベースで見るとどんという感じではないのですが、ちょうどこのときはリーマンショックで海外投資収益が減少していますので、そのことを考慮をしないといけません。絶対額ではあれですが、その比率を見ていただいたらわかります。

(PP)

次の表を見ていただいたほうがわかりやすいのですが、赤で示した海外投資収益に占める還流配当の比率はもう顕著に高まっております。2009年、10年、顕著に高まっております。

その後下がるのですけれども、実はアメリカと違って、完全に過去に戻っておりません。

(PP)

次のスライドに書いていますとおり、その前の平均値が53.6%だったのですけれども、その後は65.6%の還流率になっておりまして、10%ポイント以上高い状態が続いております。これは、私自身は実証研究を手がけないので何とも言えないのですけれども、日本の制度は恒久的なもので、アメリカの制度は一時的な、実質1年限りですので、このあたりの差が恐らくこういった効果の違いを及ぼしているのではないかということであります。

いずれにしても、この法改正は日米両国とも明確に配当を戻させるという点に限って言えば、成功したと言っていると思います。日本の場合でも、果たしてこれが経済効果を実質的な意味で生んだのかということなのです。

(PP)

こちらを見ていただきますと、これは何を意味しているかということ、日本企業の当期純利益、配当金及び内部留保の推移ということになっております。

これを見ていただいたら明確にわかるのは、この黄色の部分は配当なのですけれども、ある時期から配当が急増しています。日本でも、かつては経済成長率が高かったので、キャピタルゲイン、株式の値上がりで十分もうけられた、転売してもうけられたので、あまり配当重視ではなかったのです。ですから、配当はもうほとんど微々たるものでも、株価が上がり傾向があつて、それでみんな株主は満足していたのですが、そうではなくなってきたので、それからアメリカ的なタイプの企業統治様式に変わってきた、コーポレートガバナンスが変わってきたので、配当重視に変わってきています。そこで、配当の金額がある時期から2000年代に入りまして、物すごく増えるようになってきております。

もう一つ非常に顕著なのは、ここで言うRetained Earnings、まさに内部留保が顕著に増え出したということです。ただ、内部留保はある種の調整弁になっておりまして、これを見ていると、配当はあくまでも出すということのようです。もちろん多少の上下はあるのですけれども、リーマンショックでどんとショックを受けた2008年、9年、このあたりは配当も減るのですけれども、配当の減り方を最小限に抑えつつ、内部留保をゼロどころかマイナスにすることによって、内部留保を取り崩すことによって配当をあくまでも出してという企業の行動様式が見られます。

ところが、景気が回復してくると、途端に内部留保がぐっとまた伸び出しております。これがフローの動きです。

(PP)

ストックの動きがこちらの図9になりまして、これはストックされた内部留保です。というわけで、どんどん内部留保は増える一方であるということです。今、安倍政権のもとで賃金を増やすようにと言っているのですが、これを公に言うてはいけないのですけれども、事実上円安を期待しつつマイナス金利にしたりして量的緩和している。本来は輸出が増えて国内投資が増えることを期待していたのですが、実際にはそれが増えておらず、むしろ

る内部留保が増加しているということがここでわかるわけです。

(P P)

飛ばしまして、設備投資の動向が図10になります。設備投資も、動向を見ていると、ほぼ減価償却の範囲内、設備投資はブルーで示しておりますけれども、バブルのときにどんと増えた後は、トータルとしては右肩下がり傾向になっていまして、しかも赤点線の減価償却を下回っているわけですし、そういう意味では、旧来設備の更新投資はしているけれども、トータルで見ますと、それ以上ではない。そういう傾向が見られます。

そういう意味では、実は配当が増え、内部留保が増えたけれども、実物投資は増えていない。そして、2009年以降もその傾向が大きく変わっているわけではないということがここからは見えてくるわけです。

(P P)

そういう意味では、結論的には還流配当への課税免除は、実物経済へのプラス効果を理由に正当化できるかという、結論としては正当化できないというのがここでの結論なのです。

とはいえ、依然としてこの議論はアメリカでは行われておりまして、それは主としてやはり多国籍企業の国際競争力問題。日本でも経産省が出してきたのは、国内投資を増やすという理由づけは経産省は実は議論をしていないのです。専ら日本の企業の国際競争力の後押しという観点から、これを正当化をしています。

ただ、これをやるだけでは大きな問題が生じます。というのは、単純に海外から配当で戻るときはもう課税はしないですよというふうにしてしまいますと、どんどん海外のタックスヘイブンあるいは低税率国に所得を一旦移しまして、そこから戻せば、全く課税されることなく、ループをつくることによって大きなループホールができる。課税のループホールが簡単にできてしまうということになるのです。どこでも課税されないということになります。これがまさに、今OECDのBEPSで問題になっています二重非課税というものであります。二重課税というのはこれまでずっと問題になってきた。国際課税論の最大のテーマは二重課税の排除です。ところが、ここに来て今問題になっているのは二重非課税ということなのです。これをどう防ぐかということでもあります。

(P P)

そういう意味で、アメリカでも、ここで紹介した〇〇、〇〇、〇〇という3人は大量の論文を書いているのですけれども、彼らは原則論なのです。全世界所得課税論者なのですけれども、〇〇さんらも、さすがにアメリカにおけるこの論争のシフトを受けまして、つまり自分たちが少数派になってきつつあるということを感じておりまして、〇〇さんなんかは極めて有力で、すごく優れた方で、私も彼から直接教えるのを向こうで受けたのですが、彼はもし海外所得からの配当還流を課税免除するのであれば、これが必要だと彼が言ったのがいわゆるタックスヘイブン税制をちゃんとやるということなのです。やらなければいけない。そのときに二重非課税が起きないようにしないとイケないというのが彼らの結論であります。このあたりからスライドはちょっと細かくなり過ぎているので、時間も来ているので飛ばさせていただきます。

(P P)

要は、海外所得でもタックスヘイブンから戻ってくる税制まで免除する必要はないというのが結論であります。そこはタックスヘイブン税制をちゃんと入れて、その所得がどこから戻ってくるのかをちゃんと見なければいけないという議論を彼らはしています。

海外から戻ってくるときに、タックスヘイブン、あるいは一定の税率、それを何%と設けるかは議論のしどころでありますけれども、日本の場合を言いますと、20%未満という言い方をしています。未満というのは変ですけれども、19.9とか19.8でも入るということですね。イギリスがちょうど20%まで法人税を下げてしまったので、イギリスをタックスヘイブンと認定しがたいところから20%未満になったのですけれども、それ以下だとだめだと。

これは実は〇〇さんたちが提案しているのと全く同じやり方ですし、くしくもそういう方法を日本はとって

るということですね。

それから、現地で生産活動をやって実物経済投資を向こうでやっていて、そこから上がってきた利潤を戻すという正当な所得であれば、これはちゃんと免除してあげましょう、ちゃんとしっかりした経済活動をした上での上がりを日本に戻してくるんですね。だけど、金融所得、例えば現地国にどこかで課税逃れをした所得を海外拠点に集めまして、それを課税免除されるからという理由で日本へ戻してくる、このような行為に対してはしっかり課税する、つまり課税免除の理由には当たらないというような歯どめをかけるべきだという提案を彼らはしています。

(P P)

詳しいことは省きますが、実は日本のタックスヘイブン税制、これは日本が2009年に全世界所得課税を外れまして、現在の配当免除制度のほうに移ったときに、そのすぐ翌年に実はタックスヘイブン税制を改正しております。今言ったようなタイプの所得に対してはしっかり課税をする。つまり、それまで課税していなかったのですけれども、いわゆる受動所得というのですけれども、海外拠点が受け取る受動所得、利子とか配当とかその他のロイヤルティー、こういうものについてはタックスヘイブン税制の対象にするという規定を新たに盛り込んだ法改正をちゃんと実はやっております。

そういう意味では、ちゃんと歯どめをかける措置、つまり一方で配当還流を課税免除するほうに行ったのですけれども、同時にそのもとでループホールが生じない措置をしっかりととっていたということでもあります。これは実は〇〇さんたちが提案している方法そのものなのですね。

(P P)

結論に至りますけれども、そういう意味では、単純な移行はループホールをつくり出すので、かえって租税回避を活発化させる。これはアメリカでも、慎重論者が常に指摘している論点として、共和党の言うように、単純にやってしまうと大変なことになるよというのは議論されています。

今後も、タックスヘイブン対策税制をちゃんと保持して機能させる必要というのはあるということです。それが日本で法人課税を国内でしっかりやっていく上での前提にもなり、あるいはそれが戻ってきたときに対する課税をしっかりやることによって税収を確保して、したがって消費税とか、固定資産税とか、動けないものに過重に課税をすることを防ぐことをするための前提条件を整備することにもなる。

それから、〇〇さんたちの研究が明らかにしている限りでは、少なくとも日本企業による低税率国を経由した租税回避の兆候は定量的な評価ではどうも見られないというところから、2010年の合算税制改革、つまりタックスヘイブン税制改革は成功して、有効な歯どめになっている可能性があるのではないかとというのがとりあえず私の結論でございます。

以上で、ちょうど時間が参りましたので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【会長】 〇〇副会長、ありがとうございました。

それでは、ただいまのプレゼンテーションにつきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 大変ありがとうございました。

素人なので単純な質問なのですが、アメリカはごく一部の人に富の圧倒的部分が集中していて、それが平たく言えば日本に対する投機が見られるということを経営の友人から聞いております。古い話ですが、2002年に経済産業副大臣などをさせていただいた経験から、これは回避できるのかと。つまり、私はこれは危険な兆候だと思うのです。アメリカの富が日本の企業の株を買うという形で、いわゆる好意のある日本の企業を育てるという投資ならば、また、それに応えるイノベーションが国際特許でしっかり保護されるのであれば、これは

いいと思うのですが、そうでないような傾向があるぞということをアメリカで成功している日本人の実業家から、近いうちにこのことについておまえの人脈で日本政府に意見を言いたいのだということと言われて困っているのです。これは先生からご覧になってそういうリスクはございますでしょうか。また、阻止する方法は、きょう御教示いただいたループホール回避のシステムでできるのでしょうかということ、簡単に結構でございます。

【副会長】 今のお話ししたケースは、日本企業が海外の子会社から戻ってくる場合の税制ですので、アメリカの投資家の方が日本へ投資してくるケースはこの話には当たらず、それぞれのもので、それを何かよくないタイプの投資であったからといっても、税制上防ぐ措置というのは今のところはないと思います。

難しいのは、その投資が日本の企業を伸ばす投資でやられているのか、単純に支配目的なのか、もうける目的なのか、短期支配だけやって、さっと売り抜けて帰っていく投資なのか、そのお金だけを見ているだけでは判別がしがたいということでしょうね。ですから、よくない投資とよい投資というのを判別する基準が何かあればやりやすいのですけれども、そこはどうなのでしょう。そこがわかればいいと思うのです。

【委員】 ありがとうございます。簡単に言えば、私の友人は株主資本主義がよくないと言っている。オブションも反対と言っているわけです。

どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。それでは、ほかに。

〇〇特別委員。

【特別委員】 〇〇です。

本当に初歩的な質問で大変申しわけないのですけれども、OECD諸国でも法人税率がずっと下がってきている傾向であることについてなのですが、税の基本はもうけに応じて累進制をもって課税するというのが基本だと思っています。資料の中で税率は下がったけれども、企業は内部留保を増やしたのみというのがありましたけれども、その辺をどう考えたらいいのか。

もう一つは、最後の結論のところ、2010年の合算税制改革は有効に機能している可能性があるというのは、最近のパナマ文書との関係で日本企業などもあるということではどう考えたらいいのか。その2点です。

【副会長】 まず最初の点ですけれども、OECDの諸国の中で租税競争が働いているために、相対的に税制が法人税率を中心に下がってきているということと、それから金融所得に対する課税というのも国際的に下がってきているということがあると思うのです。

ですので、大体、日本もそうですけれども、アメリカでもそうでした、配当所得というのはほかのお給料とか労働所得とは一旦切り離れた上で、別途で低い税率でかけるということですよ。それで、総合合算課税はせずに、低い税率で1回かけたらもうそれで終わりという取り扱いになっていることが非常に多いと思います。

ですので、実は多国籍企業の場合は二重に難しいのは、まず多国籍企業のところの段階で課税が難しくなっていて、課税が逃れられているという問題だけではなくて、それが配当になったときにも、例えば労働所得に比べて、配当所得は金融所得の一環ですので、その所得に対して課税が比較的軽減された形になっているというために、どうしても金融所得あるいは資本所得という言い方をしますけれども、所得の中で金融所得の比率が多ければ多いほど、実は同じ所得1円であっても税負担は違ってくるという問題が起きていまして、これは国際的にもそうです。ですから、日本でもよく所得がどんどん増えていくと、ある程度までは累進制もあって税負担が増えていくけれども、ある地点を超えたら下がるのはそういう理由ですよ。金融所得の比率がやはり高い。お給料の比率は低くなっていくということだと思います。ここの課税をどうするかというのは、ちゃんと法律上かけなければいけない。

仮に法律上、規定どおりにちゃんとかけることに成功したとしても、なお法律上、そもそも税負担が軽くなっているという問題と2つあります。だから、法律上の規定どおりにもかけていないという問題と、仮にそ

れが成功したとしても、税負担の公平性ということから考えると、サラリーマンは厳しいけれども、そうではない人たちは税負担は軽いという問題がやはり存在している。今問題になっているのは、その問題もあるけれども、少なくとも法律どおりちゃんと課税しようよというのがパナマ文書とかで起きてきている問題だと思いますね。

ですので、その法律どおり課税するためには、国境を越えたときに追いかけていくことがまず第一になります。課税情報は国内にいる限りは何か国税庁なり IRS が把握していますけれども、国境を越えた途端に相手国のテリトリーに入りますので、相手国の情報をまず提供してもらう必要があるということです。だから、言及のありましたタックスヘイブン税制の前に、まず海外で得た所得の情報をちゃんととらなければいけない。それが OECD や G 20 なんかにずっとこの二、三年議論されてきている租税情報の自動交換システムをつくっていかうということです。これはもう全てのこれからの国境を越える資金の流れに対して課税していく上で、マネーロンダリングを防ぐという意味でもそうですし、税金をちゃんととるという意味でもそうですけれども、それは全てのベースになるわけですね。

そこがちゃんと把握できれば、タックスヘイブン税制という仕掛けを持っておくことによって、それがもしタックスヘイブンから戻ってきた場合には、そこでは課税されていませんよねということがわかりますので、どこから戻ってきたお金かわからない場合には、それはできないのですけれども、しっかりその相手国と、パナマは OECD の情報交換とか G 20 の自動交換システムには入らないと言っていた国なので、我々は租税情報は提供しません、顧客情報というのは秘密ですと言っていた国で、最後まで抵抗していた 2 カ国の一つと言われていますので、実はパナマ文書が明らかになったことの最大の成果は、パナマがついにそれを諦めた。国際圧力に今直面して、ついに自動情報交換の網の目の中に彼らも参加せざるを得なくなった。大統領がそう公言したということだったと思います。

それがわからなければ、タックスヘイブン税制を適用しようがなかったのですけれども、わかるようになれば、パナマから来た所得であれば、しっかりタックスヘイブン税制のもとで、この会社がどういう目的でつくられたのかというのを精査することになっていまして、一定のちゃんとした生産活動をやっているかどうかということを見るためのいろいろな条件や基準が設けられたのです。その基準、大きく 4 つあるのですけれども、その 4 条件全部に合致しなければ課税免除にならないのです。どれか一つでも欠けていけば、もう通常の税金で課税というふうになりますので、これによってある程度有効に機能していると、私は考えております。

【会長】 それでは、ほかに御質問、御意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も勉強不足なのですが、きょうの資料の 15、6 ページあたりに将来利益と出てきましたよね。日本は未実現利益とか未実現収益に対して課税しないとされているが、また課税の繰り延べとかいろいろとありますけれども、これはそれと同じ意味ですか。

【副会長】 将来収益という意味は、単純にこれから発生するもうけ、利潤に対しては、これは法律を改正する話になりますので、改正された法律が適用されていくという意味です。

【委員】 どういう物かというのは、もう具体的にはあるのですか。

【副会長】 ここで申し上げているのは、単純に海外の子会社の利益です。

【委員】 予想、予測ですね。

【副会長】 そうですね。予測というより、実現したものです。利益に対して毎年毎年。なぜわざわざ将来という言い方をするかというと、過去のものについても、今まで逃れてきたものについてはさかのぼって課税するからです。それですり抜けるということは許さない。

日本は、実は 2009 年に法改正して、海外所得に対してもうかけませんよということで、普通法律は遡及適用されないはずですよ。つまり、その年かその翌年から海外子会社がもうけた収益はもはや日本に戻したとき

は税金をかけないけれども、過去のもは戻したらかけなければいけないはずですよ。だから、普通は過去の収益に対しては1回限りでいいからばさっと、法が改正される瞬間に、精算するためにかけなければいけないのです。日本はそれをやらなかったのです。それは問題ではないかとアメリカで言われているのです。税収を大きく獲得するチャンスをみすみす日本は失ったと。だから、もういいですよというのを遡及適用したのです。将来収益だけではなくて、過去の収益にさかのぼってもう免除したのです。それは問題だったと私も思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにはいかがでしょう。

〇〇特別委員。

【特別委員】 2点教えていただきたいのですが、私どものような素人から見ると、マネーロンダリング問題から発生して、今回のパナマ文書もそうなのですが、タックスヘイブンに対する国際的な規制とか、監視の目が非常に強くなってきていて、タックスヘイブンはどんどん絞られていくというか、厳しく世界的な目が向けられていて、彼ら自身の活動の仕方というのですか、そういうのが非常に難しくなってくるのだらうと思うのです。

ただ、そうは言いながらも、なぜああいう国々がタックスヘイブンになっているかと言えば、それは稼ぎがない、ああいう形でしか国を成り立たせていく方法はないわけで、彼らの生きる道というか、そういうことを考えると、彼らも何かを考えているのだらうと思うのです。これがどんどん厳しくなっていくときに、彼らは次は何を考えてくると先生は思われますでしょうか。これがまず1つです。

もう一つは、アメリカと日本の比較の中で、かつてこの税制調査会でも、所得の捕捉率の問題というのが提起をされたことがあったと思うのですが、アメリカ、あるいは日本、両方でも結構なのですが、現在法人事業税に対する海外展開をしている多国籍企業と言ったらいいのでしょうか、ここの捕捉率というのは大体どのぐらいというような数字はあるのでしょうか。

【副会長】 捕捉率というのは法人事業税にかかわってということですか。事業税自体は日本の地方税。

【特別委員】 今のお話の中で出ていた、法人がどれだけ所得を得ているかという意味です。支払うべき対象になる所得はどのぐらい、例えばよく言われるサラリーマンなら源泉の100%ですよという話があるのですが、どのぐらい今のお話の中では捕捉率というのが一つのベースになっているのかを教えてください。

【副会長】 わかりました。2番目の問題は、私ども完全には知らないのですが、国税庁の方に聞かなければいけないと思うのですが、アメリカの場合ですと、先ほども申し上げましたように、IRSが毎年毎年の財務諸表、財務報告をやる場合に、必ず海外子会社の所得について、どれだけの収益をしたのか、どれだけを米国本国に戻し、どれだけをその年は新たに留保するののかというのを全部報告させていまして、それを承認したことでその年の課税繰り延べを認めるというふうにやっていますので、それはもう報告を出させることとセットで繰り延べなのですね。

恐らく日本もそうではないかなと思います。でないと、完全免除ではなくて、私は還流配当は免除というふうに言いましたけれども、2009年以降でも一応5%課税することになっているんですよ。ということは、5%課税するには5%のベースになる所得がわかっていないといけませんので、少なくとも還流されてくる配当については国税のほうで把握されていると思います。ということは、多分そのベースにある日本企業の連結されている一定の基準があると思うのですが、その子会社の得た所得と留保されたものと、その差し引きとしての戻ってきたものというのが報告されているのではないかなと私は思います。

ただ、それは企業に報告されるというベースと、各国の租税当局から報告されるというベースと、2つのルートが本当はあるはずで、一番いいのは両方から来てダブルチェックができれば、その信憑性とか、本当にちゃんと報告しているかというのがダブルチェックができると思うのです。けれど、租税当局同士の場合は、二国間

租税条約でそうやりましようといった場合のみ毎年交換するのですけれども、それをあえて言っていなければ、毎年やらなくて、要請があったときのベースだけで租税情報はあげましようと言ったり、全くそういう規定は設けていなかったりするので、こちらは随分今までは不十分であったということなので、企業の海外所得に関する報告が正しいと信じて今まではやってきたということなのだと思います。それで十分なのかどうかという御質問に対しては、十分だったかどうかというのはわからないのですが、一応報告はなされているはずだと思います。

【特別委員】 それが正解かどうかは信じているというレベルですか。

【副会長】 信じているというレベル、それを確かめる、海外の所得を国税庁が海外に出かけていって調べるという法的権限は恐らくないと思います。それは向こうの課税当局の仕事ですので、向こうが調べた結果を確かに正しかったと報告してもらえば、それでダブルチェックできるのですけれども、そうでない限りは難しいと思いますね。

それから、これは難しいですね、生きる道ですね。でも、タックスヘイブン自体はなくならないかもしれませんが、タックスヘイブンみたいなものやすること自体は禁止できないといえますか、つまり税率の決定権というのは各国にありますので、それを世界銀行や国際連合や何かやめろとは言えませんので、常に税率を低くする国、ゼロにする国が出てきてしまうと思います。ただ、その監視は強まっていくと思います。監視が強まるので、疑われるのが嫌だからという理由で、今までのように潤沢にパナマに資金が流れ込んでくるということは、もはやなくなるかもしれませんが、それでもそれが非合法ではない限りにおいてそういうことは常に起こり得ますし、パナマの生きていく道というのを考えると、それ以外にぱっと思いつかない。あるいは観光業というのも当然あり得ると思うのですけれども、全くこれがゼロになるということはないのではないかなと思っています。

【会長】 かなり時間も迫っておりますが、いかがでしょうか。ほかに何かございましたら。

〇〇委員。

【委員】 時間が押しているところ済みません。1つだけ教えてください。

ひょっとしたらきょうの議論と関係ないのかもしれないのですけれども、きょうの法人税の議論は、経産省の立場を先生は言っておられましたように、どちらかという日本の企業の国際的な競争力を向上させるための税のあり方みたいな視点なのかなと思ったのですけれども、私は都市開発とかそういうことを研究している中で、例えばロンドンとかニューヨークとかパリと比べてときに、東京はまだまだ外資系の例えば都市開発だったり、不動産投資が入っている比率はかなり低いのですね。逆に言うと、これからそこは高まるのではないか。それとともに外資系の企業の進出もこれから進むのではないかみたいな期待論が結構あって、それを象徴するように、この間、国際戦略特区でまたグローバルフロントみたいな命名がついたりしていましたがけれども、そういうような外資系の企業に対する適正な課税だったり、あるいはそういうものを受け入れていくための準備としての法人税にかかる競争みたいなものというのは、きょうの議論とはまた違うものになるのでしょうか。

少なくともアジアの国はOECDの国からするとどちらかという低い、シンガポールなんかは17%の法人税だったりして、アジアのヘッドクォーターを東京に置いてもらいたいなことになる、シンガポールとかそういうところと競争していくような話になったりすると思うのですけれども、これはもう税では競争してはいけないみたいな話なのか、あるいはまた違う視点でそういう議論があるのかどうか、ちょっと教えていただけることがあればお願いできればと思いました。

【副会長】 その問題はまさに国際課税論の焦点の一つですね。きょうの話と区別されるのは、きょうの話というのは日本なりアメリカなりに本社を置く企業が海外に出かけて多国籍化していったときに、海外所得をどう課税するかという問題ですので、入ってくる問題ではなくて外に出ていくものをどうするかという話だったので、御指摘の問題は中に入ってくるものをどうするかということですね。ですので、外に行くやつと中に入ってくるやつをどうするかをセットで本当は議論しないとイケませんね。

中に入ってくるやつを安くするというのは、もうしょっちゅう行われていることです。ですので、それを国を挙げてやっているのがパナマであり、そこまでやらなくても、それはやってしまいますとタックスヘイブン国というふうになって、今ではOECD諸国のリストに入ることとなりますので、それはさすがに避けたいというのが今はもうスタンダードになっています。

今、やはり、政策目的をはっきりさせて、こういうタイプの投資ならば安くしますよというふうな目的限定、今おっしゃった都市再開発のための投資というのは、まさにある種正当化されやすいですね。ですので、ロンドンでどういうことをやっているのか、具体的にニューヨークがどうかというのは知らないのですが、特区を設けてそこに投資をしたものに限って法人税率をこういうふうにするというのは当然あり得る話です。

今やっている別の問題は、〇〇先生などが発表されたかもしれませんが、無形資産課税という、これは資本主義経済がだんだん実物投資でもうけるという方向から、知的財産とか知識資本主義とか、だんだんそういうふうに言われるようになってきて、ノウハウとかパテントとかでもうけるようになってきているので、やはり研究開発機能というのをどこがとるかというのがこれからの経済を決める。

つまり、生産拠点はだんだんアジアとか人件費の安いところに出ていくけれども、先進国が何で生きていくかという、そういう知的なキャピタルをどうやって吸引するかということなので、パテントボックスというのがよく言われているように、要するに研究開発センターを設けてくれたり、極端な話、そこで生み出されたパテントに対してもう課税しません、我が国に投資してくださいみたいなことはオランダなどが有名ですが、オランダもパナマほどではないけれども、オランダもやはり国土が広くて生産拠点としてということでは弱いので、そういうところへ特化して外資を持ってきて投資してもらおうというのがすごく出てきています。

ですので、政策目的を設けて税金を安くして資本吸引というのは、これからはやる政策だと思います。それは、税収を大きく下げなくて、例えば国内企業は普通のことをやっている、外貨に対して特別に適用するということから、大きく税収を損じることにはならないので、割とそういう意味で目標性が高い政策にもなっているというのはありますね。

問題は、そういうのがだんだん激しくなってくると、そこを利用した租税回避スキームを組むことがだんだん可能になってきて、そこをまず通して別のところに持って行って、こちらに戻したらほとんど課税せずに済みましたというようなことができてるので、本人たちにはあまり悪意はなくても、結果としては利用されるので、それをどうするかというのは問題になっていますね。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 それでは、大体予定した時刻になっておりますので、この辺で意見交換を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにこの総会において発言しておきたいという御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、「平成28年度第1回東京都税制調査会」を終了させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。また、〇〇副会長には貴重な御講演をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これで終わらせていただきます。

— 了 —